

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No312号 2012.09.06
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

びっくい仰天！暴走人事！ これで司法の独立が守れるのか？ 裁判所・支援機構・会社の癒着は明らか

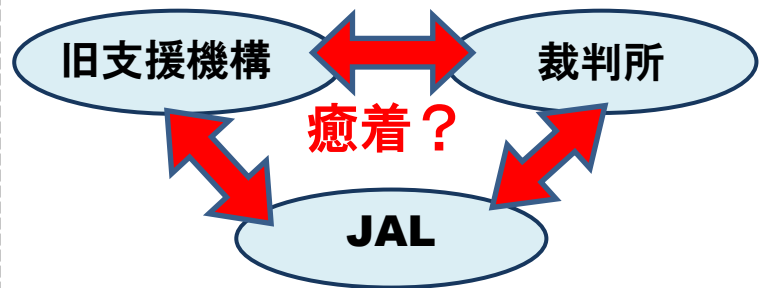
元最高裁判事の甲斐中辰夫氏が 裁判中に JAL に天下り！

2012年3月の判決を目前に、元最高裁判事の甲斐中辰夫氏が、2月1日付でJALの社外取締役役に就任しました。司法権の最高機関である最高裁の元判事が、係争中である特定の企業に天下りすること自体、常識ではありえないことで、何らかの意図がある人事としか考えられません。甲斐中氏に倫理感があるならば辞退すべきことです。

しかも、甲斐中氏は、JALの破綻後、破綻原因と経営責任を究明するために設けられた「コンプライアンス委員会」の副委員長でもありました。JALの経営者に破綻の責任を問わなかったことから、癒着ぶりが覗われます。

被告側の学者、伊藤眞氏が 旧支援機構の社外取締役に

2011年12月の結審直前に、会社側から意見書を書いた伊藤眞氏（早稲田大学大学院教授）が、2013年3月に、地域経済活性化支援機構（旧支援機構）の社外取締役に就任しました。ここでも異常な癒着ぶりを見ることができます。



渡邊弘裁判官、白石哲裁判官。国民は優れた裁判を求めています。

2011年3月に東京地裁で不当判決が出されました。パイロット裁判では民事36部の渡邊弘裁判官、客室乗務員裁判民事11部の白石裁判官が下した判決は、両判決とも、証拠を無視し、経営側の主張をそっくりそのまま採用した、不当な判決でした。

JALの破綻後、東京地裁民事8部は、管財人を選任し、その管財人が策定した更生計画を認可しました。

必要のない解雇は、管財人によって行われました。その解雇を無効とすることは、地裁が認めた管財人や更生計画を否定することになります。不当判決はこうした背景のもとに出されたのです。

憲法 76条 3項

すべての裁判官は、その良心に従ひ、独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

